

第61号議案

八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を
改正する条例設定について

八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年八王子市条例第
7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(包括外部監査契約に基づく監査) 第2条 市と 法第252条の27第2項に規定する 包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。 (1)～(5) (略)	(包括外部監査契約に基づく監査) 第2条 市は、法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるとする。 2 市と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。 (1)～(5) (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

